

第 2 3 号 議 案

中野区印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 2 年 3 月 2 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、印鑑の登録資格に係る規定を整備する必要がある。

中野区印鑑条例の一部を改正する条例

中野区印鑑条例（昭和50年中野区条例第32号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「の者については」を「に掲げる者については、」に改め、同項第2号を次のように改める。

- (2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。